

(別紙) 申請書記載上の注意事項

様式第1号(奥州市下水道条例施行規程第10条関係)
様式第1号(奥州市農業集落排水施設条例施行規程第5条関係)
様式第7号(奥州市営浄化槽条例施行規程第11条関係)
様式第1号(奥州市污水处理施設条例施行規則第5条関係)

※記載例

☐ 公共下水道

☐ 農業集落排水施設

☐ 浄化槽

☐ 污水处理施設

排水設備等

排水設備

排水設備

排水設備

}

排水設備等計画(変更)確認申請書

令和 6 年 4 月 1 日

奥州市長 様

※1 申請者 住 所(所 在 地) 奥州市江刺大通り1番8号
ふりがな(ふりがな) おうしゅう たろう
氏 名(名 称) 奥州 太郎 ㊞
電話番号 0197 - 34 - 1651

排水設備等の新設等の計画(変更)の確認を受けたいので、次のとおり申請します。

設置場所	※2	奥州市江刺大通り1番8号		
設置区分	※3	☐ 新設	☒ 増設	☐ 改築
施設区分	※4	☒ 排水設備	☐ 水洗便所	※5 ☐ 除害施設※6 ☐ ポンプ施設
費用区分		☒ 自己負担	☐ 融資あつ旋※7	
建物の用途		☒ 住宅 ☐ アパート ☐ 店舗 ☐ 店舗兼住宅 ☐ その他() ※8		
使用世帯	世 帯 主 氏 名	世 帯 主 職 業	電 話 番 号	世 帯 人 員
	奥州 太郎	無 職	0197-24-2111	4 人
				人
				人
				人
工 事 期 間	着手予定 令和 6 年 4 月 1 日・完了予定 令和 6 年 9 月 30 日 ※9			
施 工 指 定 店 住所(所在地) 氏 名 (名 称)	指定番号 第 999 号	責 任 技 術 者	江刺 二郎 ㊞	
	※10	奥州市江刺大通り1番80号 有限会社 江刺設備 ㊞ (電話 34-1650) 代表取締役 江刺 一郎		
土 地 所 有 者 の 承 諾 ※11	住 所 (所 在 地)	奥州市水沢大手町一丁目1番地		
	氏 名 (名 称)	水沢 春男 ㊞		
排水設備等の使用の承諾 ※12	住 所 (所 在 地)	申請者と同じ		
	氏 名 (名 称)	同 上 ㊞		
使 用 水※13	☐ 上水道(水栓番号 2350000 号) ☐ 井戸水 ☒ 併用 ☐ その他			
給 水 装 置 工 事 業 者	有限会社 江刺設備			
備 考	※14		供 用 開 始 年 月 日	
			年 月 日	
処 理	受付 年 月 日	確認 年 月 日	年度・確認番号 奥第 一 号	

注 ※1 変更の場合は、備考欄に当初の確認番号及び変更理由を記入すること。
※2 浄化槽の場合は、占用(側溝)申請書の写しを添付すること。
※3 污水处理施設の場合は、給水装置工事事業者を記入すること。費用区分及び供用開始年月日は記入不要

上記申請について、確認しました。

年 月 日

奥州市長 ㊞

※15 (使用水・排水 子メーター ☐有 ☐無)

※ 申請書様式は、奥州市下水道条例施行規程、奥州市農業排水施設条例施行規程、奥州市営浄化槽条例施行規則、奥州市污水处理施設条例施行規則の様式を参照。奥州市ホームページ>くらし・手続き>上下水道>暮らしと下水道>排水設備工事>排水設備に関する業務について(工事申請・様式)よりダウンロード

※1 申請者が個人の場合は、申請時の住所、氏名、ふりがなを記載すること。
事業者（会社等）の場合は、所在地、会社名、代表者名を記載すること。

※2 住居表示番号が付されている場合は住居表示を記載すること。

※3 設置区分は次のとおりとする。
新設： 初めて排水設備を設置するとき。既存の施設をすべて撤去して新たに設置するとき。あるいは、浄化槽から下水道等へ切り替え接続をするとき。
増設： 既存の排水設備に新たに増設する排水設備を固着（接続）するとき。
改築： 既存の排水設備の一部を撤去し、新たな排水設備を設置するとき。

※4 施設区分は、当該申請で工事する区分をチェックすること。

※5 便所の改造が伴わない場合（既設の水洗便所を使用する場合）は水洗便所にチェックしない。また、個人浄化槽から便所の改造無く下水道へ接続する場合もチェックしない。

※6 特定施設に該当する場合は、別途届出が必要となる。

※7 排水設備改造資金の融資あつ旋（利子補給）制度を受けるときは、排水設備等計画確認申請書と同時に提出すること。また申請者が金融機関と融資手続きが完了した後に工事に着手すること。

※8 建物の用途が貸家や建売住宅のときは「その他」にチェックし括弧内に記載すること。店舗や工場の場合、詳細の用途を余白又は備考欄に記入すること。

※9 工事期間は必ず記載すること。工事期間を超過する場合は、工事期間延長による変更申請を行うこと。

※10 施工指定店の氏名（名称）は代表者名まで記載し、代表者及び責任技術者の押印も忘れずに。

※11 土地所有者承諾は、申請者と異なる者が所有する土地に排水設備を計画している場合に記載すること。
なお、浄化槽からの放流管も同様である。

※12 排水設備等の使用承諾は、申請者と異なる者が排水設備を所有している場合に記載すること。

※13 使用水が上水道のときは水栓番号を記入すること。
住宅の新築等により水栓番号が未付番のときは「新設」と記載すること。なお、水栓が複数あり申請書に記載出来ない場合は、栓番と部屋番号を記載した一覧用紙を添付するとともに、平面・立面図にも記載すること。

※14 変更申請を行う際は、確認番号及び変更理由を記載すること。（例：奥第26-〇〇〇号の変更、便所の1箇所増設による変更、建築工事の遅延に伴う工期の変更：当初工期 令和〇年〇月〇日）

※15 使用水の水量計量が必要となる使用水又は排水について、井戸水使用の場合等、子メーターの設置の有無（当工事設置の場合も）にチェックを入れること。設置する場合は、別途「計量装置設置申請書」を提出すること。

